

第135回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和4年8月1日（月） 10:28～14:38

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員

〔計画策定等に関するワーキンググループ〕勢一智子座長、足立泰美構成員、磯部哲構成員、大橋真由美構成員、金崎健太郎構成員、原田大樹構成員

（勢一智子座長及び磯部哲構成員は、提案募集検討専門部会構成員と兼務）

〔政府〕加藤主税内閣府地方分権改革推進室長、細田大造内閣府地方分権改革推進室参事官、阿部一貴内閣府地方分権改革推進室参事官、泉聡子内閣府地方分権改革推進室参事官、木村宗敬内閣府地方分権改革推進室参事官、谷中謙一内閣府地方分権改革推進室参事官、越智友啓内閣府地方分権改革推進室参事官補佐

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和4年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番15：建築基準適合判定資格者検定の受験資格の見直し（国土交通省）>

（国土交通省）国土交通省としては、2ページに記載しているが、御提案も含め、実務経験が実質2年、つまり、試験前の実務経験、試験後の実務経験も通算できるというような形で弾力的に運用できないか、実務面で検討し、御提案に沿った形で対応する方向で検討を進めてまいりたい。

（大橋部会長代理）提案に沿った形での見直しに実際に着手すると考えてよいか。地方公共団体は人材配置の問題もあり、最終的に検定に合格するか否かは不確定であることを前提にして実務経験を積みせなければならない。試験方法と人材配置がうまくかみ合っていないという問題がある。既に建築士試験で同様の対応をしており、それに合わせて欲しいという提案である。また、今回の提案に従っても、資格登録の段階では実務経験が2年以上積まれているため、何も問題ないのではないかと。

（国土交通省）3ページに記載しているが、建築士の受験資格についても、議員立法で改正したが、実務経験は試験後でもよいという改正をしたところ。同じような考え方で進められればよいと考えている。

（高橋部会長）検討のスケジュール感はどう考えているか。結論をどのくらいで出すのか。

（国土交通省）法制上の手続や、分権一括法の関係もあるため、事務局と相談しながら進めたいと考えているが、できるだけ早急にと考えている。

（高橋部会長）では、事務局とよく相談し、一括法の話も出たが、ぜひ検討をお願いしたい。

<通番56：マンション管理適正化推進計画の廃止（国土交通省）>

（高橋部会長）計画策定等の見直しについては、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針において、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、計画等の内容や手続は各団体の判断に委ねること等の原則が明記されたところであり、地方からは、この原則の明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっているところである。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限に実現するよう、前向きな対応をお願いしたい。

（勢一構成員）そもそもこのスキームは、地域の実態に即して活用していただくためにということだが、仕組みとして本当に現場でワークできるようなものになっているのかという観点から御検討をお願いしたい。

大きく2つお伺いしたい。一つは、認定事務を自治体が担うことになっているのだが、個々のマンションの管理が適正かどうかを自治体の職員が審査を行うのは、かなり負担の大きい事務なのではないか。人口減少の中で財政難もありなかなか職員を増やせない、特に専門的な職員を増やせないという中で、これはかなり負担が大きいのではないかと。

もう一つは、地方公共団体が計画を策定しない限り、マンション管理組合が認定を受けることができないというスキームになっていること。地域の実情に応じてという趣旨は分かるが、できる規定になっているにもか

かわらず、実質的に自治体にとっては義務付けになる制度構造になるのではないかと。計画制度という点ではその点が義務付け・枠付けの見直しから外れるようなルートを制度として作り出しているのではないかという問題を感じるが、どのように考えているのか。

(国土交通省) まず1点目について、マンション政策自体が地方公共団体であまり行われていないのが実情と思われる。大都市の一部において熱心にマンション政策に取り組んでいるところを除いて、ノウハウがないところについては全く御指摘のとおり。そういった事情もあり、このマンション管理計画認定制度については、マンション管理の団体やマンション管理士が事前に下審査する仕組みを設けている。そのため、マンション管理センターにおいて、提出されたマンションの管理計画の内容をチェックして、そこで下審査が行われた上で、自治体独自の付加基準といったものを併せて自治体において確認いただきたいということで、実務負担は軽くしている。御指摘のように、例えば修繕積立金の額が適切かどうか、ちゃんと管理されているかどうかという議事録、マンションの総会の理事会の状況の確認等については、マンションに関する専門家が下調べをさせていただければよいのではないかと考えている。

2点目、計画について、ここは制度をつくる時に非常に悩んだところであり、確かに全国展開を考えれば計画の策定なしに認定できるというのも一つの方法だと考えていた時期もある。一方で、自治体によっては施策を今はまだスタートしない、当面は様子を見たいという自治体があるのも事実であり、どこでも認定できるようにするというのはまだ早いため、先進的に取り組んでいただいている事例、マンション管理適正化推進計画をつくって認定もやっている事例を全国に普及させていくことによって、マンション対策をじわじわやっていこうと考えた。マンション対策については、他の空家施策や耐震施策などとの辺りが違うと思っている。

(大橋部会長代理) 一番の問題は、認定をしようと思ったときに計画がないと認定ができず、認定のために計画自体をつくることとなり、一定の業務負担が発生することが地方公共団体にとっては重いということである。おっしゃるように、マンパワーやノウハウがある都心部では、計画をつくっていただき、認定をやって実績をどんどん出して全国展開してもらえば良いと思う。逆に小さいところは、認定を行おうとしたときには、計画がなくてはいけないということになってくる。その場合には、計画は作らずとも、国の基準で認定できるといった程度の仕組みとし、加えて自治体において意向があれば計画もつくれる程度といった仕組みがよいのではないかと。現状、この認定制度は全国的な展開をする上では要件を絞りすぎではないかと考える。

以上を踏まえると、これだけ提案団体が出てきているので、実務上のネックに感じている部分は出てきていると思われる。その点を制度設計官庁としてもう一度考えていただきたい。

(高橋部会長) 付け加えると、全国的にあまねくこういう一律の制度をつくることは、担当もない市町村もある中で、そもそも無理があったのではないかと。むしろ、マンション管理適正化推進センターに委託して、指定検査確認機関のような形で、制度をつくっていただくことが良いのではないかと。

(国土交通省) まず、マンション管理適正化推進計画について、計画が負担ということについては重々承知している。昨年もそういった議論があったこと、高橋部会長からもお話のあったような趣旨も踏まえると、できるだけ簡素化するということは大事だと考えている。そもそもマンション管理適正化推進計画は独立したものでつくらなくてはいけないということは、最初から申し上げていない。施行時において、例えば空き家対策推進計画の中の一部として、空き家のカテゴリーの一部なので、マンション管理適正化推進計画をつくるとか、あるいは住宅政策の総合的な計画である住生活基本計画の一部分に位置づけるとか、そうした形についても、ひな形、作成事例も含めて周知している。このように、計画を策定しようとした場合にできるだけ負担がない形になるよう、対応しているところであり、これはこれからも続けていきたいと思っている。

もう一点、全国的に機関がやったらよいのではないかとという点については、これも法改正に当たって検討したところであるが、空き家対策もそうだが、地方自治体が認定だけではなく、指導・助言やきめ細かな講習会をやっていただくことが非常に重要なわけであり、そうした観点から、国が一律に認定制度を行うというよりは、地方自治体のほうで認定ということを使いながら地域のマンションを適正に管理していただくということが大事だと思った次第である。

滋賀県の野洲市において、老朽マンションの行政代執行を行った事例がある。巨大なマンションというわけではないのだが、地元の自治体においては、お金の面だけではなくて人的負担も含めて、非常に負担が大きい。このように管理不全になると、影響が非常に大きいことから、今回はマンション管理を、自治体において管理するという形での法制度とさせていたところである。

(伊藤構成員) 自治体が主導的、主体的にマンションの適正化に努めるための仕組みだということだが、それに

しては計画をつくらなければいけないというのが、非常にハードルが高いので、おっしゃっているような横展開がこれから進むかどうかは非常に難しいのではないかと。特に職員数も限られているような自治体で老朽化が進んだマンションをどうするかという問題は出てくるため、手段と目的がやはり乖離しているということと、自治体に対する実質的な負担を強いる仕組みになっているというところがあるため、認定と計画を一種切り離すような形が取れないのかということをお願いしたい。

(国土交通省) 制度設計をする段階から、自治体が策定するマンション管理適正化推進計画と個別のマンションの管理計画の認定とをリンクさせないほうが制度として進むのではないかと担当としての気持ちもあったが、自治体からは、いきなり認定ではなく、今回の自治体における計画をつくるということをもってマンション管理政策がスタートを切れるということになるため、そのタイミングはむしろ自治体に任せていただきたいといった御意見もあったため、そうした形で制度を構築させていただいた。

(磯部構成員) 計画を定めることでマンション管理対策のスタートを切れるようになるというのは、それしか方法がないのかどうかということをお伊藤先生は言っているわけで、改めてそこでお考えいただきたい。様子見をしている自治体と、今まさにやろうとしているけれども、しかし、支障があるという自治体のどちらにペースを合わせて考えていけばよいかということだ。今やろうとしていてこれだけ支障があるという声はさておきと言って、何とか計画でできますよというのではやはり自治体は困る。そのテンポ感でやはり困るのだろうと思うし、空き家等対策計画などで対応できるということを明確化されているとおっしゃっているが、しかし、それでも支障はあると言っているのであり、現状、それではまずいのではないかとということで、一度見直していただきたい。

(国土交通省) 自治体とはこの制度が施行するに当たって、調査も実施し、頻繁にコミュニケーションを取っており、計画策定に当たって何かお困りはないかということもよく伺っていたので、引き続きコミュニケーションを取っていききたい。

資料5ページを御覧いただきたい。計画の中には認定についてだけが当然書いてあるわけではなく、自治体の自主性をしっかりと踏まえた上で進めていくということが大事だと思っている。したがって、計画の中には、実態調査をまず自治体が必要があればなさっていただき、そこに私どもとしても予算上の手当もしているところだが、実態を踏まえて、あとは目標を定めてもらう。ここは自治体によって独自性が出ているところではある。目標を定め、認定というのはあくまで一つのツールであり、よいマンションを伸ばして、それ以外にも、例えば助言・指導をやっていく。その他、制度には紐付いていないが、各地域の中でマンション管理士団体とお付き合いがあるということも多いため、専門家の派遣をしていく。総合的にマンションの管理の適正化を進めていくというものを自治体としておまとめいただくという制度設計になっている。

この計画そのものの事務負担ということであれば、これは繰り返しになるが、既存の計画の中でつくっていただくことも可能としており、全く策定したところがない、政策に触ったところがない自治体も、他の自治体のある程度軽易な計画を御覧いただければ、このくらいでよいのかということが分かるので、先進的な自治体の事例を共有するという取組は引き続き進めていきたい。

(高橋部会長) 計画策定という事務負担は重い。マンション管理に関して、いろいろ関与してもらいたい、レベルを上げてもらいたいという国の考えが、認定制度にリンクしている。自治体側からすれば、計画を策定しなかった場合には、マンション管理組合から、認定してほしいのになぜ計画をつくらないのか、何やっているのだと言われることとなり、計画の策定について実質的な義務付けであると受け止められている。求めているレベルの高いものを認定というリンクを使って実質的な義務付けをやっておられるわけだから、それは考え直していただければありがたい。

<通番43：空家等対策計画及び事業実施計画の廃止又は事業実施計画の策定のみを空き家対策総合支援事業の申請要件とすること（国土交通省）>

(高橋部会長) 計画策定等の見直しについては、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針において、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、計画等の内容や手続は各団体の判断に委ねること等の原則が明記されたところであり、地方からは、この原則の明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっているところである。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限に実現するよう、前向きな対応をお願いしたい。

(国土交通省) 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて、各市町村が空家等対策計画を作成するという

ことになっている。空き家対策総合支援事業を活用する場合に、法定計画である空家等対策計画と、併せて補助金の実施に必要な空き家対策総合実施計画を作ることになっている。似たような計画というのは御指摘のとおりであり、最低限、空き家対策総合実施計画は計画というよりは補助金申請上の必要な事項なので、重複がないような形で整理する。その上で、例えば空き家対策総合実施計画をしっかりと策定したい場合、空家等対策計画として必要な事項を記載することで、これを空家等対策計画と同等とみなして補助金の対象となるような形で調整を進めたいと考えている。

(大橋部会長代理) 同じような政策分野に複数の計画が走っている。もともと計画というのは相互に調整が取れているべきものなので、現場で調整するよりは主務官庁で調整をするほうが大事なのではないか。統合や読み替えも含めて、ぜひここは一度整理していただきたい。

(国土交通省) 空家等対策計画をつくり、さらに空き家対策総合実施計画をつくれというのは確かに非常に重複感があって、ここは反省しなくてはいけないと思っているところ。空家等対策計画があれば、例えば空き家対策総合実施計画は補助金の必要な最低限の内容だけにする、もしくは空き家対策総合計画をベースに補助金の計画の際に関係する記載を追加すれば、そうしたものを出すことで空家等対策計画と同等とみなすといった形で、柔軟に対応したいと思う。

(大橋部会長代理) 特に地方では人手がない状況で、計画作成の際に様々な参加の規定やパブリックコメント、審議会というものが一連についてくるので、計画策定手続がダブルで走るということの問題点があるから、ぜひ統合のところはきちんと押さえていただきたい。同法第15条でこの計画に基づいて補助ができると書いているが、空家等対策計画を作成せずに空き家対策総合実施計画で読み替えていいということだが、法制的に可能なのか。

(国土交通省) 15条の規定どおりにしか補助しないという補助制度ではないので、解釈の上で少しはみ出る部分を含めて補助対象にするよう調整したい。

(高橋部会長) 承知した。そうであれば、地方分権一括法で第15条を改正いただけるのが一番ありがたい。議員立法であっても自治体を実施して問題があった場合、国土交通省から「政府全体の方針もあるので」と議員の先生方に御説明いただき、法改正の要請をぜひ国土交通省からお願いしたい。

(国土交通省) 状況に応じて対応したいと思う。

(伊藤構成員) 確認であるが、例えば空き家対策総合実施計画を作成せず、空家等対策計画に基づいて、別の形式で補助金を受け取るとは想定できないか。

(国土交通省) 空き家対策総合実施計画の中に事業のボリュームを書いているので、各自治体の事業に必要な要望を把握した上で、当然予算よりも要望が多い場合にはこのような事業の内容等を踏まえて配分作業をする必要がある。空家等対策計画の中ではそういったボリューム感が出てこないもので、できれば空き家対策総合実施計画ほどではなくても、何らかのボリュームが分かるようなデータ、資料はいただきたい。

(伊藤構成員) 現行の住宅市街地総合整備事業制度要綱に基づいて、空き家対策総合実施計画を作成することになっているけれども、協議会などの手続が非常に重たい。計画という手法ではなくても、先ほどのボリューム感などの具体的な内容が書かれてある形式を確保しておけばよいのではないか。

(国土交通省) 承知した。そうした細かい制度の簡素化、より実施しやすい方法も含めて、今回を契機にしっかり検討したいと思う。

<通番55：耐震改修促進計画を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の交付要件としないこと（国土交通省）>

(高橋部会長) 計画策定等の見直しについては、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針において、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、計画等の内容や手続は各団体の判断に委ねること等の原則が明記されたところであり、地方からは、この原則の明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっているところである。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限に実現するよう、前向きな対応をお願いしたい。

(国土交通省) 耐震改修促進事業の交付金の支援制度を活用するに当たって、耐震改修促進計画の策定を交付要件から外してほしいというのが今回の御要望であると認識している。確かに耐震改修促進計画の策定を耐震改修促進事業の補助制度の要件としているが、耐震改修促進計画を例えば住生活基本計画のような他の法律による計画に位置付けてもよいというような方向も含めて対応したいと考えている。

(高橋部会長) 努力義務にも関わらず、交付要綱で法定計画を作らなければ補助金を出さないというのは過重な義務付けではないかと思うがいかがか。

(国土交通省) マンション管理適正化推進計画や空家等対策計画でも御指摘のとおりだと思っているが、実際はほとんど98%の自治体で既に耐震改修促進計画が作られており、残りは島しょ部と過疎地域の一部が残っているというような状況で、ほぼ全国の市町村で作っていただいたと認識している。その意味では、過重な負担ではないと考えており、物事が耐震改修であるので、地域にお住まいの方々の安全、防災面の確保等と非常に重要な政策であることから、ここはお願いしたいと考えている。

(高橋部会長) 国の方針が変われば地方の計画を変えなくてはいけないのではないかと。1回作ればそれでおしまいという計画ではないのではないかと。

(国土交通省) 例えば国の場合も目標年次を定めているが、地方自治体によっても場合によっては10年先に耐震化率何%と位置付けられているところはあると認識している。

その上で、御指摘の点を踏まえ、社会資本整備総合交付金を申請するときに社会資本総合整備計画を作ることになっているが、その計画の中に耐震改修促進計画の内容を盛り込んでいただき、それをもって耐震改修促進計画を策定しているという要件に該当するとみなしてしまうということも含めて考えたい。

(大橋部会長代理) これは仕組みとして見ると、社会資本整備総合交付金のほうが要綱で書いてあり、それが法定の任意の計画を振り回しているような形で、仕組みとして前後が逆になってしまっているような気がする。社会資本総合整備計画がやはりメインで、そこで実質的なものをきちんと担保していただくという形で重点を置いていただき、その中に実質的なものは全部流し込むというようにしたほうが、今回の骨太の方針等との関係で説明が通りやすいため、そこはぜひそういう形できちんと制度的に押さえていただきたい。

(足立構成員) 社会資本総合整備計画だが、資料4ページの中で、住宅・社会資本整備の中に対象項目が書いてある。耐震化については、いわゆる病院、ホテルといった不特定の人たちが使用する大規模な建築物が入ってくるが、確実にこの社会資本総合整備計画の中で丁寧に説明することは可能であると考え。そうすると、先ほどから、先生方に御発言いただいているように、耐震改修促進計画の意義が果たしてどこまであるのか。それに鑑みた場合には、地方自治体の負担というのはどうしても否めないもので、むしろ社会資本総合整備計画の中に丁寧に網羅できる状況のほうが良いのではないかと考える。その点については、最初の説明のときに一定の御検討をいただいているという御発言もあったので、それもきちんと明記していただいてもよいのではないかと考える。

(国土交通省) 承知した。社会資本総合整備計画の中にそうした記載事項を盛り込むことで、耐震改修促進計画を策定したものとみなすような方向で検討を進めてまいりたい。

(原田構成員) 今の件については、先ほどからの先生方の御発言と全く同じ感想を持っている。

(高橋部会長) ぜひ2次ヒアリングまでに御調整いただければありがたい。繰り返しになるが、骨太の方針があり、議論して共通の問題が浮き彫りになったと思うので、思い切って法律を整理するというのも含めて御検討いただければありがたい。

<通番52：市町村における交通安全計画の廃止（内閣府）>

(高橋部会長) 計画策定等の見直しについては、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針において、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、計画等の内容や手続は各団体の判断に委ねること等の原則が明記されたところであり、地方からは、この原則の明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっているところである。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限に実現するよう、前向きな対応をお願いしたい。

(磯部構成員) 交通事故があまりないところでは作成する意義を感じないだろうとのことだが、そもそも市町村交通安全計画は全国で何割ぐらいの市町村が策定しているのか。

(内閣府) 令和3年9月1日時点での調査では、令和3年度からの計画を約43%が策定している。

(磯部構成員) 交通安全計画を策定していることと交通事故の数が少ないことは因果関係があるのか。

(内閣府) 計画に代えて、ほかの施策、例えばより総合的な地域計画等で対応している例もあると承知している。したがって、計画があるかないかで一律に比較するのは難しいと考えている。

(磯部構成員) この計画について、都道府県計画を策定する過程でちゃんと市町村と都道府県でやり取りをして、その中で実効的な対策をとれば努力義務は要らないのではないかと。この本提案は、交通事故対策に後ろ向き

ということではなく、交通安全を重視しながら、無駄な手間を省き、効率的な行政を実現したいということであるため、そこは御理解いただきたい。

(内閣府)そこは我々も十分理解しているつもりである。

(高橋構成員)地域によって交通の事情も違うためやるべきことが変わるのは当然理解できるが、県と市町村で計画を二重につくらなければならない理由がよく分からない。両計画で具体的に何がどのように違うのか、何か政策目的を合わせなければいけない事情があるのかなど、教えていただきたい。

(内閣府)県ならばこれ、市町村がこれなど、特段決めているものではない。ただ、市町村は住民に身近できめ細かな施策を担っていただいている重要な基礎自治体であるため、それにふさわしい決め事なり計画を想定している。そこは広域自治体の県との違いはあると考えており、とりわけ同じ県の中でも、都市部と郡部とか、それによってやはり実情は異なると考えている。

神戸市では自転車対策を主眼に置いた計画を策定されているように拝見したが、こういったものはもちろん県全体で取り組むこともあるだろうが、基礎自治体に応じてそれぞれ力点も違うため、そういったものを反映した計画を策定することが望ましいと考えている。

(高橋部会長)基礎自治体や広域自治体の区別などは抽象的な話で、実際に神戸市の計画は兵庫県の計画とほとんど重複している。「できる」規定にしてほしいという提案であるため、そこは十分踏まえていただきたい。

(原田構成員)計画の策定率が高いことが「事実上の義務付け」であり、義務付けを緩和してほしいという提案か。

(高橋部会長)努力義務と言われても、法律に努力しろと書いてある以上は、住民への説明責任との関係で義務のようになっている。不必要な努力義務であれば「できる」規定化、もしくは廃止をお願いしている。

(大橋部会長代理)国と地方公共団体の認識が異なっているのだと思う。地方公共団体では、努力義務でも市民との関係を考慮し、策定しなくてはいけないと考え、約4割の地方公共団体が作成しているが、その中でも作成する必要性を感じていない地方公共団体も存在する。残りの6割は計画の必要性を感じておらず、県の計画に基づいて交通安全の施策を展開しているということと史料する。

そうすると、計画が必要ないところは作らなくても良いとはっきり示していただくことが大事で、その旨を内閣府から地方公共団体にはっきりと伝えていただくなり、この規定を「できる」規定化していただく必要がある。市町村の判断により条例の改廃で対応することだからと言っても、地方公共団体は一定のクオリティを前提として計画を策定するため、パブリックコメント等の手続が非常に重くなっている。計画作成に係る事務負担を減らし、その分だけ交通安全施策をより充実させるべきであるため、この提案を契機に整理していただきたい。

(大橋構成員)平成23年時点で市町村計画の作成が義務から努力義務に変わっているが、計画を策定する有効性について、この段階で何らかの形で検証は行われたのか、教えていただきたい。

(内閣府)まず、大橋部会長代理からの御指摘は十分踏まえて、検討したい。国と地方公共団体の認識が異なっていることは重々問題意識を持って、そういったことがない形での対応として何が適当なのか検討したい。また、大橋構成員からの御指摘については、記録を読む限りでは、山間や離島など死亡事故もほぼ起こっていないところまでが一律に規制されていたため、地域の実情を踏まえて、市町村の判断で作る、作らないといった対応ができるようにしようという趣旨で努力義務にした経緯があると承知している。

(勢一構成員)交通安全対策基本法は、昭和45年制定で、その当時、モータリゼーションで交通システムや人々の意識や地域での交通安全対策の熟度は今と随分違ったため、都道府県や市町村でも計画を策定して、とにかくそういう体制を組んでもらうことが重要だったと思う。現在の状況を考えると、そろそろ市町村計画のような細やかな、重複もやむなしというレベルの計画はなくても、現場では対策ができるようになっているのではないか。一定程度の成果を収めて役割を終えた制度、計画については卒業も検討いただくのが一つの方法だと思う。ぜひ努力義務規定の見直しを御検討いただきたい。

(高橋部会長)これまでの説明を聞くと、全国一律に作成をお願いするのではなくて、やれるところにやっていただく、もしくは需要があるところに作成していただくということであれば、「できる」規定で十分である。

(内閣府)この場でいただいた御意見等をよく我々の中でも議論をした上でまた回答、説明したい。

(足立構成員)交通違反の取締りや重大交通事故の防止は警察の管轄であり、都道府県単位で細かい対応をしていると考える。駐輪防止については、交通安全の中で確かに問題になっており市町村で議論されているが、そこには警察が必ず委員に入っており、警察の指針が軸に入っている。したがって、兵庫県の計画と神戸市の計

画は、かなり重複していてもおかしくないと思う。そもそも交通安全の担当部署が警察であるならば、都道府県に委ねていく方向性で検討いただきたい。交通安全対策基本法施行当時は駐輪が問題になっており、市町村が活躍する場があったが、今、人口減少とコロナ禍の問題で駐輪はかなり改善されている。そういった政策や意義の変化など、実態を含めた上でぜひ御検討をお願いしたい。

(高橋部会長) 1次ヒアリングの結果を踏まえ、2次ヒアリングに向けて御準備いただきたい。

<通番30：日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の廃止（文部科学省）>

(高橋部会長) 計画策定等の見直しについては、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針において、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、計画等の内容や手続は各団体の判断に委ねること等の原則が明記されたところであり、地方からは、この原則の明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっているところである。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限に実現するよう、前向きな対応をお願いしたい。

(文部科学省) 基本的な方針の策定は、地方公共団体に対する努力義務として位置づけられており、地方公共団体の判断で策定されることが望まれるものであるが、他の計画と一体化する等の対応は否定されていない。現在、都道府県・政令指定都市において16自治体策定、時期未定だが策定に向けて検討中の自治体を含めると、48自治体が策定又は策定予定。その中で、現状でも、総務省が公表している「多文化共生推進プラン」を踏まえて策定される「多文化共生の推進に係る指針・計画」等、総合的な関連する計画や方針と一体として基本方針を定めている地方公共団体の例が複数あると承知しており、こういった対応で負担軽減を図ることが可能である。

また、市区町村の実情に応じた日本語教育の推進が求められることから、同推進法においては、市区町村においても方針の策定に努めることが想定されているが、都道府県において市区町村の実情も踏まえた域内における地域の方針を定め、市区町村がこれに基づき施策を実施することを否定するものではない。

外国人の日本語教育については、昨今、重要な政策テーマとなっており、外国人等への日本語教育が地域によって大きな隔たりがあり、日本語教育政策の推進が進展していない地域もあるということが課題として挙げられる。この課題への対応としては、地域の実情に応じた日本語教育を推進するために、国から地方公共団体における取組を推進するよう進めているところだが、今般、地方公共団体の皆様から今回のような基本的な方針の廃止の御提案があった。

このため、それぞれの御要請というものを踏まえながら、しかし、立法府で決められた方針に基づきながら、丁寧に対応する必要があると考えている。

こうした旨を地方公共団体向けの会議、例えば都道府県や政令指定都市等の日本語教育担当者連絡会議といった場で、市区町村からの質問があった折には丁寧に周知をしていく予定である。

形として日本語教育の基本的な計画を策定しなければならないということではなくて、日本語教育推進のための実質的な施策に関する取組体制が担保されているということが重要であると考えており、そうした重要な施策を推進する一方で、部会長から御指摘のあった事務的な御負担にもできる限りお応えするような実務的な工夫はしていきたいと考えている。

(高橋部会長) 地方の役割、特に市町村の役割が、必ずしも国の基本指針で明確化されておらず、地方が基本的な方針を策定するのは難しいところがあると思う。そのことについてどのように考えているか。

(文部科学省) 今後、基本的な方針を定めるにあたって最低限必要な事項としてどのようなものがあるかということについては、お示ししていく取組はしていきたいと考えている。

(高橋部会長) 例えば市町村において、日本語教育の推進について何ができるのか。御教示いただきたい。

(文部科学省) 幾つかの自治体からは、どのようなことから取り組んだら良いのか、ぜひ取り組みたいが、何か指針を示して欲しい、アドバイスをしたいといった意見もいただいているところである。それを踏まえ、文化庁の文化審議会の中に専門的に日本語教育の審議を行う委員会があるため、そこで自治体のほうからいただいている様々な要望を踏まえた方針等を出していきたいと考えている。今、部会長からも指摘いただいた点と同様の御意見もいただいております、どのようなことを定めれば良いのかということと、あまりにも負担感があるような自治体、例えば体制がまだ整っていない自治体についてはどこから着手したら良いのかというようなことについては、審議会の有識者委員から好事例等を踏まえながら意見をいただきたいと思います。

また、特に有識者からいただいている意見としては、まず、全ての外国人にというわけにはいかないため、

地域の中、例えば都道府県もそうだが、市町村の中でどのような課題があるのか、優先的にどこから着手したら良いのかというような関係者の議論をする場を設けたり、調査をしたり、ヒアリングをしたりするようなことが指摘されている。また、自治体からの御要望が多くあるのは、地域の日本語教室を開設して運営していきたいということでアドバイスを求められたりするが、そのような意見に対しても、どのようなことから着手すればよいかというような事項についても、これから審議会の中でも意見をいただきながら、都道府県、市町村の方々にも分かりやすくお示しできるように、年内か年度内にはまとめていきたいと考えている。

(大橋部会長代理) 現行法の中で、都道府県も市町村も基本的な方針を策定するよう努力義務規定が置かれているため、自治体は基本的な方針を用意しなければいけないと考えているのではないかと。しかしながら、その具体的な中身については指示がなく、地方公共団体が基本的な方針を策定するためには、審議会にかけたり、パブリックコメントをやったり、いろいろな住民参加をしたりと、行政の手法の中でも非常に重い手法を指定していると思われる。その中で、自治体として実施していく施策についてはこれから決めるとするのは順番が逆のような気がしている。今のお話では市町村や都道府県がやるべき施策について、施策の内容に関して言及していただいたが、今回は、その施策をする上で本当に自治体において基本的な方針の策定が必要なのかどうかということ、また、自治体は国の計画があればその下でその施策はできるのではないかと趣旨の提案であるという部分を押さえていただきたい。

議員立法であっても、できてしまえば内閣提出法案と同じ法律であり、その法律を執行する上で、実際に県や市、知事会などからこういった意見が出てきているというのは、やはり執行上の支障がこの仕組みの中にあるということなので、議員立法か内閣提出法案かに関わらず、主務官庁としてはそういう声に対して真摯に向き合っていただきたい。

(文部科学省) 御指摘の点は、まず真摯に向かい合わなくてはいけないというのは御指摘のとおりだと思うため、そのとおりにやってまいりたい。

この議員立法でつくられた法律に基づくと、第10条で政府がその基本的な方針を定めて、次の第11条で地方公共団体は基本方針を参酌して、その地域の実情に応じて、地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進する基本的方針を定めるよう努めるものとするものとなっており、議員立法の法律の建付けとしては、政府として全体の方針を定めた後で、自治体がそれぞれの実情に応じて基本的な方針を定めるように努めるものとなっている。実際に市区町村の現場で御対応いただいているところは、まさに外国人の方がコミュニティに入ってきて、そういった方々とどう共生していくかということと向かい合っていたかかないとなかなか現場が回らないようなところもあり、そうした中で自治体の自主的な取組というものが推奨されているものと、議員立法が成立した背景について認識をしている。

いずれにせよ、こうした政府と自治体の各個別に応じた方針が車の両輪として好循環を描きながら、政策のアウトプットを生み出していくということが非常に重要なことではないかと思っており、そういったことを負担感のないように丁寧に説明しておきたいと思っている。

議員立法でも対応すべきとの意見については、成立して施行されてまだ間もないところもあるため、まずは円滑に施行されるような準備をしていきたいと考えているところである。

(文部科学省) 国の基本方針というものを令和2年に閣議決定しており、令和2年の閣議決定の基本的な方針の中には、例えば教育のカリキュラムを提供する、人材養成、研修などの機会を提供するといったこと、それから、最近では日本語学習教材のために、例えばICT教材も含めて開発、提供するというようなことが定められたところであって、国の方針を勘案して、地方自治体においても地域の実情に応じた形で必要な施策を実施するように努めるものとするということになっているため、文部科学省においては、令和元年から外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業というものを行ってきたところである。その中で、都道府県や政令指定都市のほうで、地域の中で優先すべき課題、取り組んで進めていきたいことを明確にいただきながら、例えば一番多く意見があったのは、関係者の会議を設置して、その方針を議論したり、中には地域の日本語教室を開設したい、もしくは地域の指導者として、専門的な学校との連携も含めて日本語教育を推進していきたいというようなところをまずは明確にしたいという御要望は多々いただいているため、まずは、基本方針の策定というよりは、実質的に本当に必要なことを地域の実情に応じて始められるところから着手していただきたいと考えている。

法律では基本方針について基本的なことは何も具体的にされていないという御指摘があったが、基本的には法律ではなくて令和2年の閣議決定に基づいて、事業も通じて日々御相談しながら、自治体を取り組みたいと

していることを支援したいというようなスタンスで丁寧に対応していきたいと思っており、これまでの3年間の実績や今回いただいた御意見も踏まえて、審議会でも方向性を議論させていただき、負担軽減にもつながるように、地域の実情に応じた対応をしていただけるような方向性をまとめて周知をさせていただきたいと考えている。

(勢一構成員) 立法の趣旨や理念は非常に分かるが、ここで問題にしているのは、国の基本方針に加えて都道府県と市町村がさらに基本的な方針を定める必要があるのかである。この法律自体は、地方公共団体の責務の規定も既にあるため、その責務規定だけで当然日本語教育の推進はしっかりやるべきということは伝わっている。地域に応じて必要な施策を展開するということももちろん自治体は分かっており、目の前の外国人との共生をしっかりやらなくてはならないような地域については、それができるように、施策もこれまでもやっていたはずであり、これからもっと丁寧にやっていくのは大前提だと思う。

それをやるときに、基本的な方針を各地方公共団体が定めなければ適切な施策が本当にできないのかどうか今回問われており、さらに、この法律の第11条で基本的な方針の策定を地方公共団体が求められている。通常は都道府県と市町村、広域自治体と基礎自治体というのは当然役割が違うというのが前提になっているはずであるため、国の基本方針があって、さらに広域自治体と基礎自治体と3段階で対応しなければいけないのか。そのときに対応する内容が本当に異なる内容があるのかどうか。理念が問題なのではなく、そうした実施の段階でどのようなことが必要になってくるのか疑問として寄せられており、基本的な方針をつくる作業にかかる人手をむしろ具体的な施策の実施に振り分けたいというのが現場の声、ニーズだと考えられるのではないかと。

そのため、全国知事会も提案者になっているため、そういう観点で御検討をいただきたいと思うが、どのようにお考えか。

(文部科学省) この法律の第11条に限らず、基本的に国で定めて、その後、自治体ごとの実情に応じて何かをやるというのは普通の行政立法ではよくあることだと思うが、「その地域の実情に応じ」と書かれているところは、その対応の仕方というのもそれぞれ千差万別というところがあって、その状況に応じて対応の仕方が異なり得るという理解が立法者の中であって、必ずしも各自治体での外国人に対する対応が十分ではないのではないかとという背景と併せもって考えたときには、それなりの御対応を考えるというのは不合理なことではないかと思っ

ているところである。
ただ、その一方で、自治体の過度な負担にはならないように、既に都道府県が定めることとしているような多文化共生推進プランの中で取り組んでいただいたりして、地方自治体の責務として結果的にやることになる重要なものの中の一部として取り込んでいただくということで、目的を十分に達成できるものと考えているため、そうしたことを周知していきたいと考えている。

(高橋部会長) これは閣議決定でもあるので、第2次ヒアリングまで含めて、引き続き事務局とよく御相談しながら作業を進めていただきたいと思う。当初の想定と違ってきた部分があるのであれば、率直に議員にも御説明し、かつ政府の方針も御説明していただきたい。第11条の書きぶりを精査していただけないかというお願いは議員立法であっても所管官庁としてはできるのではないかと。

そういう観点からして、「基本方針を参酌し」というのが、国は国のことしか考えていない基本方針になっていて、「地方の実情に応じて」というのは良いと思うものの、世の中の流れを踏まえて、総合的に第11条の在り方を含めての精査を、ぜひ文部科学省からお願いしていただくことも御検討いただければありがたいと思う。

事務局と、今日のヒアリングの結果を踏まえつつ、意見交換をしていただいて、2次ヒアリングまでにまた御回答を御精査いただきたいと思う。

<通番40：公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化（総務省）>

(高橋部会長) 計画策定等の見直しについては、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針において、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、計画等の内容や手続は各団体の判断に委ねること等の原則が明記されたところであり、地方からは、この原則の明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっているところである。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限に実現するよう、前向きな対応をお願いしたい。

(伊藤構成員) 当提案へ対応として御検討いただけるとのこと大変ありがたい。提案募集方式において、この数年来、国立大学法人の改革や見直しに準じて、公立大学法人も同様の制度改革を求める提案があり、実現してきた経緯がある。逆に国立大学法人も、公立大学法人で認められてきた一法人複数大学設置など、両者の良い

ところを参考にしながら両制度が発展してきているので、ぜひこの方向で御検討いただきたい。

また、業務運営の透明性や説明責任というのは、地方独立行政法人の全体的な制度との整合性に懸念を持っておられるのか、具体的にその点の説明をお願いしたい。

(総務省) 地方独立行政法人法の中の一部が公立大学法人である。ほかに公営企業型の法人、病院や試験研究機関など様々な類型があるが、その中でガバナンスの在り方や透明性、説明責任の果たし方の手法として年度計画、年度評価があるのでその全体とのバランスということである。

公立大学法人に限っても、法人側のPDCAサイクルの回し方にどういう影響を与えるのか、毎年度設立団体の長が確認したいところがありはしないかといったことも含めて、調査していく。文部科学省の検討会議で検討された中でも、法律改正する前提として様々な説明責任を果たす仕組みなどをよく検討しているので、法律上に表れた改正の内容と、事実上の説明責任、透明性に心配がないような取組を設置団体たる国として講じている。そういった点も含めて検討していきたい。

(高橋部会長) 検討されるとのことだが、どのような場やスケジュール感で御検討いただけるか。

(総務省) すぐにも始めたいと思う。提案募集の時間軸に乗って一定の結論が出せるようにというつもりでいる。検討する場はどのようにするかということはまだこれからだが、論点は明らかなので、しっかり取り組んでいきたいと思う。

(高橋部会長) そのスケジュール感でよく御検討いただきたい。

(勢一構成員) 私はまさに公立大学法人の評価を経験しており、年度評価が実際に現場を見ていくパフォーマンスとしてこれで良いのか疑問を非常に持っている。現場の負担が重いにもかかわらず、中身のある検討が本当にできているのか。現場の状況、どのような体制で何が行われているのかを踏まえた上で御検討いただきたい。

(高橋部会長) 私も前の大学で評価担当の副学長をしており、年度評価がいかに大変だったかはよく分かっている。そういう思いはぜひ酌み取っていただいて御検討いただければと思う。

(大橋部会長代理) 検討されるということだが、白地からの検討ではなく、国立大学が一步踏み出していて、地方公共団体からも国立大学法人に倣ってやってほしいという形で提案が出てきている。国立大学法人と比較して遜色ないような検討をお願いしたい。

(総務省) しっかりと検討していきたい。

<通番26：公共施設等総合管理計画の見直し時期の弾力化及び計画内容の簡素化（総務省）>

(高橋部会長) 計画策定等の見直しについては、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針において、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、計画等の内容や手続は各団体の判断に委ねること等の原則が明記されたところであり、地方からは、この原則の明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっているところである。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限に実現するよう、前向きな対応をお願いしたい。

まず、なぜ令和3年度に急に公共施設等総合管理計画の見直しを求める通知を発出するような事態になったのか。その背景の御説明を頂戴したい。

(総務省) 見直しの時期、私どもは令和3年度と言ったが、基本的には自治体の判断に委ねられている。計画の当初の策定要請から一定の期間が経過をしていること、これは平成26年に要請をし、平成28年度までに第1回目の基本計画を策定してほしいということで各自治体とも対応いただいたが、一定の期間が経過をしたということが一つある。

二つ目には、国のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直されるタイミングでもあった。さらに、このインフラ長寿命化計画は全ての公共施設の類型について定めるものであるが、個々の施設ごとに作成された、個別施設計画というものがぶら下がり、その個別施設計画が令和2年度中に策定が完了するということであった。個別施設計画の策定が進んだ段階で、その親であるインフラ長寿命化計画全体を見直すことができないかということをお願いをしたという経緯である。

(高橋部会長) ただ、令和3年だと2016年から5年も経っておらず、少し性急だったのではないかと感じるが、そこはいかがか。

(総務省) 考え方は様々あるが、国ではインフラ長寿命化計画が短い期間の中で新しい要素を取り入れて見直されている。

(高橋部会長) それは分かっているが、国と地方ではサイクルが違う。国は国の中の取決めがあるが、地方は地

方なりの独立性、独自性を踏まえて計画のルールがなっているときに、国が変わったから地方公共団体も同じように見直しを求めるのは性急過ぎたのではないか。

(総務省) 御指摘のとおり。加えて、自治体の個別施設計画が令和2年度に出そろうタイミングであり、その段階で施設ごとの将来の維持、保守の推計が明らかになってくるタイミングであったため、それを今度一旦積み上げたときに、各自治体の維持補修にかかる、あるいは投資的経費の整備にかかる将来推計がどうなるかが見える段階になる。これは将来の財政負担の平準化といったことも含めての計画であるので、そこがタイミングなのではないかという趣旨もある。

(高橋部会長) 自治体の個別施設計画の策定が令和2年に終わったから翌年度に見直しを求めるのも性急過ぎたのではないかと思う。

(総務省) 御指摘のとおりであり、令和5年度までにつくってもらうことにした。

(高橋部会長) 当初の令和3年度が性急過ぎたのではないかという話である。

(大橋部会長代理) 公共施設等総合管理計画は通知に基づく計画である。そもそも計画を問題にしているのは、これだけの事務負担を要求するような手法を、そんなに簡単に通知などで作るのはどうなのかという問題意識がまず根本にある。その上で、この公共施設等総合管理計画が国のインフラ長寿命基本計画と下に個別施設計画がある計画体系の中でどういう動き方をするのか関心があり、下に個別施設計画がこれだけ詳細にあれば、その上にある公共施設等総合管理計画はある程度ゆったりとしているというのが普通だと思う。

だが、国が策定した指針は相当指示が細かいと思う。通知欄外のところで脱炭素、ユニバーサルデザイン、地方会計と、そのときの目玉政策のようなものをこの機とばかりに要請することが計画の階層構造の中で混乱要因になっている印象がある。今回の提案はそこがベースにあって、そもそも施設管理は自治体の自主性に任せましょうと全体として言っている中で、それにしても細か過ぎないかということがある。その抜本的な見直し、簡素化をこの機に行っていただきたいということがあっての各論の議論なので、そこをしっかりと押さえていただきたいと思っているが、いかがか。

(総務省) 御指摘のとおり。策定の期限についても令和5年度末までにとすることで、この4月に見直しをしている。また、記載の項目についてもかなり多くのことを書き込んでいる。そういったことも含めて検討する必要があるということで、第1次回答を用意した。

国と地方を通じてインフラの老朽化が課題となる中で、法律ではないという御指摘はそのとおりかと思うが、しっかりと取り組んで、人口減少が進み、財政の厳しさが増えてくる段階で自治体の公共施設の利用需要もまた変わり、広域的な連携もこれまで以上に図ってもらいたいということもあり、しっかりと自治体と共有して進められるように、御指摘も踏まえながら、今後、取組をまた進めていきたい。

(足立構成員) 例えば具体的に、広域化であれ、官民連携であれ、例えば医療施設、公的医療機関については、官民連携を行っていく動きがあるかと思うが、官と民の医療圏を超えた形で検討されている地域もある。そうすると、時間軸がひとつ議論になっているが、この官民連携にとっても、やはり一定施設だけでは収まらないような議論が生じている可能性が高い。そうすると、今回、令和5年度末までと言っても、果たしてどこまで各地方公共団体が対応できるのか。先ほども御説明あったように、人口減少を踏まえた上で、なおかつシミュレーションを行って、以前は過疎債がなかったところが、今回、過疎債が入ってきたところになると、もう一回抜本的に対応せざるを得ない。

そういった視点からも、時間軸ありきではなくて、都度、自治体の状況に応じて対応していくべきではないか。先ほどの御回答はそれに準じることだと思うが、その姿勢は努めて持っていただきたい。

(総務省) この計画は公共施設間のものである。民間の施設、民間の取組もいろいろ考える必要があると思うが、時間軸については、令和5年度までには99.9%の自治体が策定でき、残り数自治体になっているが、私どもは昨年度からアドバイザーを派遣しており、手を挙げた自治体には全て専門のアドバイザーを、予算措置等も必要なく、総務省から派遣する仕組みも作って、少し手が及ばない、あるいは知識、知恵を少し助けてほしいといったところに手が届くようにしている。そういったことも含めて自治体を支援しながら令和5年度までに策定ができるように、そして、自治体にとって将来の財政負担平準化、軽減されるようにと思っているので、そこも含めて令和5年度としている。

(足立構成員) 複数の共同提案団体もあり、共通の悩みを現場は抱えていると思う。実際に提案団体から支障の説明をもらったときに、公共施設等総合管理計画の策定、改定の過程で、合意形成も含め、多大な事務負担を要するという話があった。これを聞いて、現場を見て慮ると、人口減少の中でも公共施設を管理して整理、

統合していくのは非常に重要で、自治体もすごく分かっているが、総論は住民も賛成してくれるが、各論部分で非常に苦勞をしている。私も現場を近くで見ているが、どのタイミングで計画の改定ができそうなのか、より軽く改定するにはどうしたら良いのかというのは、現場だからこそ悩みがあると思うので、見直しのタイミングも国の都合だけでなくできるだけ現場に寄り添う形で、ぜひその辺りも御検討する際には心に留めていただきたい。

(総務省) 見直しの時期と記載事項と十分留意をして取り組んでいく。

(高橋部会長) 今回の意見を踏まえて、具体的にどういう御回答で出るか、2次ヒアリングまでにまた御検討いただきたい。

<通番63：国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止（総務省、文部科学省）>

(高橋部会長) 計画策定等の見直しについては、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針において、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、計画等の内容や手続は各団体の判断に委ねること等の原則が明記されたところであり、地方からは、この原則の明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっているところである。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限に実現するよう、前向きな対応をお願いしたい。

総務省は申請時に個別施設計画等の提出を求めているのに対して、文部科学省は計画の策定の有無だけチェックしているということだが、文部科学省は中身の確認はどの程度しているのか。

(文部科学省) 公立学校の事業化に際しては、当然、個別施設計画の策定状況だけでなく、自治体ごとの建物の老朽化の状況など全般の状況をチェックする必要があるため、中身については予算措置をする際の一つの参考になっている。

(高橋部会長) 申請を求めているのにどうやって参考にするのか。

(文部科学省) 策定がされているかどうかをチェックしているということである。

(高橋部会長) 策定されているかどうかを見ているだけということか。策定率が92%まで来ると、財政支出の要件とすることにどれだけの意味があるのか。これについての見解はいかがか。

(文部科学省) 当然、全体の状況はチェックする必要があり、中身について細かくというよりも、きちんと自治体において計画が策定されているかどうかという視点でチェックしている。

(高橋部会長) 結局、残りの未策定のところに照会すれば良いだけであるため、補助金の要件としては基本的には廃止しても良いのではないかと思う。あとは自主的に個別の補助で政策の達成状況を見ながら審査するという方針に変えても良いと思うが、いかがか。

(文部科学省) 全体としてインフラ長寿命化計画の政府全体の方針の中でそれぞれの自治体が行動計画を作った上で、個別施設計画を作るというスキームがあり、あくまでも既存の枠組みの中で作られているため、その状況を勘案しながら予算措置をしていくことを今のところは考えている。

(高橋部会長) しかし、これは国全体の通知で実施しているため、政府全体の中で当該領域について、文部科学省として今後はこういった形で実施するという方針を定めることはできるのではないかと思うが、いかがか。

(文部科学省) おっしゃるとおり、あくまでこの補助のやり方は我々が決めているため、いろいろな整理というのはあろうかと思う。

(高橋部会長) それを踏まえて、補助要件から外すことを考えていただきたい。要件化に伴う個別施設計画の変更はそれ自体見直し等の負担も大きいことから、補助要件から外すことも十分あり得るのではないかと思う。

(文部科学省) どのようなやり方があるのか検討させていただきたい。

(高橋部会長) 総務省にも伺いたい。地方債の起債要件となっているが、施策が浸透してきた中で、実際の計画ではなく、ほかの形で起債を認めることを考える余地はないのか。

(総務省) 個別施設計画の策定は進んできているため、これを確認することが一番効率的ではないかと思う。

(伊藤構成員) ただ、個別施設計画自体はもともと義務付けられていない計画である。

(総務省) 基本的に個別施設計画も総合管理計画に基づき、それぞれの施設類型で各自治体が整備した公共施設について整えていただくよう要請しているものである。

(伊藤構成員) 本来、個別施設計画自体は任意だが、起債の基準や様々な補助金の要件になっているため、実質的に義務付けられている。そのため、自治体としては必ず作らなくてはいけないものだと思っている。その負担について考えていただきたいというのが今回の提案の一つの側面でもあると思うが、いかがか。

(総務省) 起債の関係で言うと、一切起債できないというわけではなく、いろいろな公共施設適正化の事業債以外の起債で借金をして事業をすることは可能な仕組みになっている。ただ、この計画を作ってしっかり取り組んでいただくことにより、将来の自治体の財政負担などが減ることもあり、後押しをするという視点で、公共施設の適正化管理推進事業債を用意している。

(高橋部会長) ただ、個別施設計画まで見るのではなく、総合管理計画を策定し、長期的な見通しで代替することはできないのか。

(総務省) 起債の充当は個別施設に対して充当されるものであるため、個別の施設がどのような計画を持っているかというようなことで、どれだけ長寿命化や効率化が図られるというようなことをそれぞれの団体で自主的、主体的に検討していただくということが考えられると思う。

(高橋部会長) 計画の記載内容について、現行から負担軽減することは考えられないのか。

(総務省) 今回、そのような趣旨の申出ではなかったが、総合計画の記載事項の見直しの御指摘を受けているため、個別施設計画もそういった余地がないか考えたい。

(高橋部会長) 総合計画と併せて、個別施設計画でどこまで全体としての負担軽減ができるのかということもぜひ含めて御検討をお願いします。

(今崎構成員) 公共施設の管理を計画的に実施することは自治体が財政運営をきちんとできるようにするための技術的助言だと思うが、自治体側からすると、計画の内容や様式などが決まっているからかなり負担になっている。また全体計画を作るためにはその元となる個別計画がいるため、個別施設計画はどちらにせよ内部的には作ることになる。ただそれが一定の型にはまっているから非常に煩雑で負担感がある。全体としては、財政運営に関する技術的助言の部分は必要であるにせよ、実際に作らせるものを一定の型にはめることに伴う負担感を緩和することが重要であるため、そこを工夫していただきたい。

(総務省) 御指摘を十分に参考にさせていただきながら取り組んでまいりたい。

(高橋部会長) 起債をする際には、建替計画の細かいところまで全部見なくてはならないのか。

(総務省) 建替計画の細かいところ、例えば何平米が何平米になるというところまで見ているわけではないと思われる。

(総務省) 起債のメニューの中で公共施設を集約化や複合化するといったときに、面積減少などを要件にしているケースもあるため、そこは実態も含めて検討する必要があると思う。

(高橋部会長) 補助金の場合は補助の実際の負担割合などがあるため、深く見なくてはいけない部分はあると思う。しかし、起債という観点からどこまで見なくてはいけないのかというのは御検討いただく余地はあると思うが、いかがか。

(総務省) 各自治体が策定する個別施設計画については、各省庁からの要請に基づき策定されている内容もあろうかと思う。各自治体においても、施設の類型ごとに作っており、例えばA市内にある小学校で一つの個別施設計画を作っているケースと、小学校ごとにX小学校、Y小学校、Z小学校という形で作っているケースとそれぞれあると思う。それは各省庁の通知との兼ね合いなどもあろうかと思うが、総合管理計画と個別施設計画をセットで負担軽減してほしいという趣旨を踏まえ、検討させていただきたい。

(足立構成員) これは小中学校のことだから敢えて調べていただきたいのだが、今、小中学校の一般教育であれ、人口減少に伴い、空き教室がある。その空き教室に認定こども園が入ってきており、各市町は早期の段階で見直しを図っている。そういった状況を考えて場合に、今の起債の発行の仕方が原因で従来であれば小学校、中学校、認定こども園と政策変更できていたものが滞っているような状況があるならば、場合によっては、一つの施設の見直しによる事務負担というのは思いのほか大きくなっている可能性があるのではないかと思う。今おっしゃられた実際にどういうことを起債の要件としているのかは、今の政策の変更の話と併せて見ていただきたいと思う。

(高橋部会長) 負担があるため、起債の要件についてもそういったことを考えて、起債の内容や求める計画内容の緩和などをしてほしいという話だと思うが、いかがか。

(総務省) 起債の要件の話もあるが、個別施設計画の中で何が項目として簡素化できるか、枠にはめるから負担感があるという話もいただいたため、そういった視点で、公共施設の総合管理計画のほうでも国の基本計画で記載すべきと言われている事項、あるいは骨太方針や改革工程表の中で記載すべきと言われた事項などについても項目の整理をしたいと思う。また、2回目、3回目の提出なのだからここまでは言わなくてもよいという視点も出てくるかと思うため、そういった視点も含めて取り組みたいと思う。

(高橋部会長) ぜひよろしくお願ひしたい。では、2次ヒアリングに向けて事務局ともよく調整していただき、作業を進めていただきたいと思います。

<通番65：交付金に係る施設整備計画について他の計画と代替可能とすること（文部科学省）>

(高橋部会長) 計画策定等の見直しについては、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針において、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、計画等の内容や手続は各団体の判断に委ねること等の原則が明記されたところであり、地方からは、この原則の明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっているところである。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限に実現するよう、前向きな対応をお願いしたい。

もともと法定の施設整備計画があったところに個別施設計画が入ってきて、別の計画を作らなくてはいけなくなった。さらには、具体の文部科学省の概算要求のための建築計画もある。自治体の負担が大きいと考える。同じような領域において3つも計画を同時並行でいろいろ回さなくてはいけないことから、計画体系の見通し分かりにくくなっている。そして、地域住民に分かりにくく、作業している本人にも分かりにくい。このような状況では計画の合理性を著しく損なっているのではないかと。そういった意味で、3計画の在り方をこの際見直す必要があると考えるが、いかがか。

(文部科学省) インフラ長寿命化計画は、あくまで今あるものをどう効率的に維持管理して、老朽化を計画的に解消していくかという計画になっている。一方、施設整備計画は、教室不足の解消や、新しい教育に対応するための改善といったもう少し幅広い内容の計画になっているため、それを全部個別施設計画に入れようとすると、逆にそのほうが難しいのではないかと考える。

建築計画だが、これは確かに計画ではあるが、先ほど説明したように、あくまでも文部科学省として来年度予算要求をするに当たって自治体としてどれぐらいの需要があるのかということの調査となっているため、かなり簡略化したものであり、我々としては予算をきちんと要求していく上で必要なものと認識している。

(大橋部会長代理) これは今回各省庁と議論しているが、同じような問題がいろいろなところで生じている。結局、一つの分野で似たような計画が3、4本走っているという状況があり、確かにおっしゃるように今は3つあり、それぞれ個性はあることから、3つが全部一致することはいえぬ。だから、3つを全部こちらに持っていけということとはもともと無理がある。しかしながら、実際に寄せられた資料を比べて様式などを見ると、同じような項目が並んでいるような計画を別に作らせている。これは非常に無駄な作業で、これを学校に限らずいろいろな分野でやっており、今、限界を超えているというのが、今年の重点テーマである。各省において努力して、他の計画の流用を可能とすることや、一本化できるような形で簡素化を図るといった形で調整するのが筋ではないか。

先ほど、建築計画は言ってしまうと必要調査との説明があったが、必要調査のために計画という名前で計画を作らせている行政事務が今、日本で非常に多い。計画と名前がついた瞬間に、その手法はやはり一定の手続や重みなどを持つことになるため、調査目的であれば単純に必要調査として実施すれば良いのではないかと。別の制度で3本並んでいるということの重さはあるものの、相当オーバーラップしていることも事実であるため、そこは調整して、こちらでも読み替えができますというような形での省力化を図っていただきたい。学校現場がこういった書類作りにエネルギーを使うのではなく、他のことにエネルギーを使えるよう是非見直しをしていただきたい。

(文部科学省) 確かに我々は必要調査と言いつつ、自治体に対しては建築計画という言い方をしているが、これはあくまでも次年度の概算要求を積み上げるためのものであるため、その辺りの整理なども含めて考えたい。

(高橋部会長) 必要調査もどうなのか。財務省がこんなに年2回も積み上げて持ってこいと言うのか。建築計画は、財務省へ概算を提示するためにやっているのではないかと。財務省は一つ一つの施設の一個一個の改修の積み上げのようなものを揃えた上で概算を持ってこいと言うのか。

(文部科学省) それは財務省に予算要求をするときの各省の予算要求のスタンスによるかと思う。しかし、我々として、公立学校の施設整備について来年度の予算規模を検討する際には、当然、これは自治体の負担も関係するため、自治体がどれぐらいの事業を執行できるのかということ把握する必要があると考えている。このため、そのベースとしての必要調査を今のところは実施しているものである。

(高橋部会長) 老朽化に対する客観的な建替えの需要というのは年々出てくるものである。過去の実績と今までの施設の建設年度と老朽化の年度をソフトに入れたら自動的に出てくるのではないかと。

(文部科学省) 建物について、おっしゃるような側面もあろうかと思うが、当然、建物は個別のできたときの施工の状況や立地などによっても異なる。また、老朽化対策を行う時には、新しい需要や教育に対応したものを一緒にやるなど、いろいろなパターンがあるため、一律に需要量をきちんと把握するのは難しいかと思う。

(高橋部会長) 概算要求のために年2回こんなに細かい積み上げを要求するというのは、自治体にとっては需要調査といっても相当負担であると思う。財務省がどこまで納得するか分からないが、そこは真摯に財務省と調整したほうがいいと思うが、いかがか。

(文部科学省) 公立学校の施設整備については、国から例えば3分の1又は2分の1を負担又は補助する。それ以外は、総務省の起債があり、自治体負担する部分も当然ある。次年度の事業については、自治体の中でも当然議会にかけるとして、前年度において一定程度の計画は作ることになることから、実際の自治体としてのお考えを聞くことになっている。自治体は確かに計画に落とし込むという作業は必要かもしれないが、建築計画があるから、自治体に対して次年度どういった事業を行うのか、整理させているものではないと考える。

(高橋部会長) 計画に落とし込まなくても各自自治体が整理された情報をそのまま出してくれという話で進むと思うが、いかがか。

(文部科学省) あくまでも自治体の中で議論している次年度予定の事業内容等を、こういった形で我々として収集するかというところの工夫の余地はあろうかと思う。

(高橋部会長) 計画という形式ではなくて、情報をどうやって文科省側が収集するかというだけの話かと思うため、是非その辺りは工夫していただきたい。

次に、施設整備計画と個別施設計画の関係について伺いたい。施設整備計画について代替できないのは、流用の関係があるからであり、これは施設整備計画独自のものであるから代替は難しいとの話だが、そうであれば両計画で重複するところは施設整備計画から落とすという取扱いはできないのか。

(文部科学省) 個別施設計画に書かれている内容については施設整備計画に書かなくても良いという取り扱いができないかということについては、内容を見ながら検討する余地はあろうかと思う。

(大橋部会長代理) 現行の3計画を前提にして、項目がどう動かせるかという話ではなく、この3つの計画で求めている内容が本当に必要なかを最初に考えていただき、その精査の上で計画相互の代替等について考えていただきたい。

(文部科学省) 最初に説明したように、元々、施設整備計画に記載の中での事業間の流用などをしやすいようにするという制度設計しているため、我々も施設整備計画は自治体にとって使いやすいものとして考えているが、逆に個別施設計画のほうに何でもかんでも入れるわけにはいかないため、施設整備計画、建築計画の中身について、個別施設計画との関係も見ながら検討する。

(高橋部会長) 固有の事情があるのであれば、他省庁とは違う特別な取扱いを考えて、計画体系の整合性という話を踏まえた国全体の方針も考えていただきたい。そうすれば、自治体の負担も減るのではないかと思う。その辺りはよく御検討いただければありがたい。2次ヒアリングに向けてよろしく御協力いただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)